

東京国際空港施設保全関係支援業務委託 民間競争入札実施要項（案）

平成 2 8 年 月
国土交通省

目 次

1. 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項	4
1.1 対象公共サービスの詳細な内容	
1.2 確保されるべき対象公共サービスの質	
2. 実施期間に関する事項	8
3. 入札参加資格に関する事項	8
4. 入札に参加する者の募集に関する事項	12
5. 対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項	12
6. 対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項	17
7. 受注者が、対象公共サービスを実施するに当たり、国の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により受注者が講ずべき措置に関する事項	17
8. 受注者が対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により受注者が負うべき責任（国家賠償法の規定により国の行政機関等が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。）に関する事項	21
9. 対象公共サービスに係る法第7条第8項に規定する評価に関する事項	21
10. その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項	21

東京国際空港施設保全関係支援業務委託 民間競争入札実施要項

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。

上記を踏まえ、国土交通省東京航空局（以下「発注者」という。）は、公共サービス改革基本方針（平成28年6月28日閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定された東京国際空港における施設保全関係支援業務委託（以下「本業務」という。）について、公共サービス改革基本方針に従って本実施要項を定めたものである。

1. 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項

1. 1 対象公共サービスの詳細な内容

(1) 業務概要

本業務は、東京空港事務所における空港土木施設を対象とした保全計画等業務、調査設計等業務の支援業務を行うものである。

(2) 業務の内容

本業務は、「空港発注者支援業務共通仕様書第2編発注者支援業務」の規定に基づき、保全計画等支援業務及び調査設計等支援業務を行うものである。

1) 保全計画等支援業務

1-1) 管理システムへのデータ入力

保全計画等作成の基礎となる必要なデータを空港CALS等の管理システムへ入力を行う。

1-2) 点検結果の整理

管理システム以外の管理資料のデータ更新等を行う。

1-3) 施設管理図の更新

空港基本図や空港施設台帳等（埋設物管理図）の更新等を行う。

2) 調査設計等支援業務

2-1) 資料の収集及び現場条件等の確認整理

発注業務にあたり参考となる資料の収集及び工事の発注に必要となる現場条件等の調査・確認を行う。

2-2) 発注図書の作成

調査、設計及び工事の発注に必要となる発注図面（CAD図）や、数量総括表（数量計算書）等の作成を行う。

2-3) 積算に必要な根拠資料作成

調査、設計及び工事の積算にあたり、積算基準及び現場条件等から積算根拠資料を作成する。

2-4) 積算システムデータ等入力

調査、設計及び工事の積算において、空港土木工事積算システムに必要なデータ入力を行う。

(3) 業務履行上の留意事項

①以下の事項について実施するものとし、これに係る資料の作成及び整理等を行う。

a) 貸与された設計資料等の内容把握

調査職員から貸与された設計資料等について、設計思想、留意事項及びその他必要事項を把握して本業務を履行する。

b) 関連工事の把握

調査職員の指示により、工事の積算を行うにあたり、隣接する工事等が施工上密接に関連し施工条件に影響を及ぼす場合は、その積算に係る条件等を把握する。

c) 新技術及び特許工法等の把握

新技術（NETIS登録技術及び空港関連民間技術の確認審査・評価事業により評価された技術）及び特許工法等（特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている施工方法。（工事材料を含む））が指定されている場合は、作成する工事発注図面等に施工条件・施工数量等を明示するとともに、その積算においては、必要な条件等を把握し反映するものとする。

なお、指定されている新技術がNETIS登録技術により評価された技術以外の工法等を採択する場合は、調査職員の指示による。

- ② 受注者は、発注する予定の工事と関連がある業務等（隣接工事）との情報共有を図るために発注者から指示があった場合は、必要な資料の作成を行うものとする。

③主な参考基準等

受注者は、本条に定めのない事項については、関係法令等によるものの他、以下の最新の基準等を参考に技術的判断を行うとともに、本業務を適正に履行する。

設計業務等標準積算基準書

設計業務等標準積算基準書（参考資料）

空港請負工事積算基準

港湾請負工事積算基準

土木工事積算標準基準書

船舶および機械器具等の損料算定基準

空港土木工事共通仕様書

空港土木設計・測量・地質土質調査・点検業務共通仕様書

空港土木積算システム操作マニュアル

1. 2 確保されるべき対象公共サービスの質

本業務の実施にあたり、達成すべき目標は以下のとおりとする。

1. 2. 1 達成目標

(1) 保全計画等支援業務

1) 管理システムへのデータ入力及び更新等

空港CALS等の管理システムへ必要なデータの入力を適正に実施すること。

2) 点検結果の整理

管理システム以外の管理資料の更新等を適正に実施すること。

3) 施設管理図の更新

空港基本図や空港施設台帳等（埋設物管理図）の更新等作業を適正に実施すること。

(2) 調査設計等支援業務

1) 資料の収集及び現場条件等の確認整理

発注業務にあたり参考となる資料の収集及び工事の発注に必要となる現場条件等の調査・確認を適正に実施すること。

2) 発注図書の作成

調査、設計及び工事の発注に必要となる発注図面（CAD図）や、数量総括表（数量計算書）等の作成を適正に実施すること。

3) 積算に必要な根拠資料作成

調査、設計及び工事の積算にあたり、積算基準を基に材料単価等（見積）が適切に選定され必要となる根拠資料を適正に作成すること。

4) 積算システムデータ入力

調査、設計及び工事に関する積算システムデータ等を適正に入力すること。

1. 2. 2 達成水準のモニタリングの方法（業務評価）

発注者は、業務の目標の達成状況を確認・評価するため、以下の評価項目により算定するものとし、業務成績評定に反映する。

（1）業務の執行状況にかかる評価項目

1) 専門技術力

- ①目的と内容の理解（業務主旨の理解）
- ②的確な履行（法令・技術基準の知識、業務内容についての判断）
- ③業務目的の達成度（必要事項の記載、的確な取りまとめ）

2) 管理技術力

- ①業務実施体制の的確性
- ②打ち合わせの理解度（打ち合わせ事項の適切な記録と的確な業務への反映）
- ③指揮系統の迅速性、確実性

3) 取組姿勢（責任感、積極性、倫理観）

（2）業務執行上の過失等にかかる評価項目

1) 業務執行上の過失

2) 中立性、公平性に係る過失

3) 守秘性に係る過失

4) 事故等

5) 損害賠償

1. 2. 3 創意工夫の発揮可能性

業務を実施するにあたっては、以下の視点から受注者の創意工夫を発揮し、公共サービスの質の向上に努めるものとする。

（1）業務の実施方針に関する提案

受注者は、業務実施の具体的な方法、業務の質の確保の方法等について、業務全般に係る質の向上の観点から取り組むべき事項等の提案を行うこととする。

（2）業務に対する技術提案

受注者は、業務の特性に応じて業務毎に設定する留意点を踏まえた技術提案すること。

1. 2. 4 成果品について

本業務により提出される成果品は以下のものであるが、その内容においては誤字・脱字や計算間違い、適用基準の間違い及び入力間違い等がないように十分留意し、記録媒体(CD-R 又はDVD-R 等)で調査職員に提出する。

- (1) 管理システムへのデータ入力結果 1式
- (2) 管理資料の更新結果 1式
- (3) 空港基本図や空港施設台帳等(埋設物管理図)の更新結果 1式
- (4) 工事発注図面及び数量総括表(数量計算書) 1式
- (5) 積算根拠資料 1式
- (6) 積算データ
- (7) 打合せ記録簿

1. 2. 5 委託費の支払い方法

受注者は、提出した業務計画書に基づいて業務を実施することにより、達成目標(本実施要項1. 2. 1参照)の水準を確保しなければならない。

発注者は、上記の履行内容を確認・検査したうえで、会計年度(4月1日から翌年3月31日まで)を基準として別途締結する業務契約書に基づき委託費を支払うものとし、その支払いは適正な請求書を受理した日から起算して30日以内とする。ただし、検査の結果、質及び水準が確保されていない場合は適切に業務を行うよう改善指示(業務の履行中を含む。)を行い受注者はその要因分析を行ったうえで業務改善計画書を発注者に提出しなければならない。また、受注者は発注者から承諾を得ない限り委託費の請求はできない。なお、受注者の運営維持管理の責任に拠らない事由により達成目標の水準が未達成の場合に限り委託費の減額は行わない。

1. 2. 6 費用負担等に関するその他の留意事項

(1) 貸与資料

1) 本業務に必要な以下の資料等は発注者が無償で貸与する。

- ①対象調査、設計及び工事の設計資料等 1式
- ②その他必要と認められる資料等 1式

2) 受注者は、貸与された資料等は丁寧に扱うとともに業務が完了後、直ちに発注者に返却しなければならない。

(2) その他

本業務において、使用する執務室等は発注者の施設を使用(無償)することができるが、執務室等の使用にあたっては、承認に必要となる手続きを行わなければならない。

(3) 法令等変更による増加費用及び損害の負担

法令等の変更により受注者に生じた合理的な増加費用及び損害は、以下の1)から4)のいずれかに該当する場合には発注者が負担し、それ以外の法令等変更による増加費用及び損害については

受注者が負担する。なお、負担額については双方の協議において定めるものとする。

- 1) 本事業に類型的又は特別に影響を及ぼす法令、基準等の変更及び税制度の新設
- 2) 消費税その類似の税制度の新設・変更（税率の変更含む。）
- 3) 本業務の契約内容の予定数量が、履行期限日において、当初入札時の契約額に対して2/3を下回り、受注者に損害が発生した場合。
- 4) 上記1)、2)、3)のほか、法人税その他類似の税制度の新設・変更以外の税制度の新設・変更（税率の変更を含む。）

2. 実施期間に関する事項

本業務の実施期間は、以下のとおり予定している。

平成29年4月1日～平成31年3月29日

（本業務の入札に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る平成29年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とする。）

3. 入札参加資格に関する事項

3-1. 単体企業

単体企業にあつては、下記（1）～（6）のいずれも満たす者であること。

- （1）法第15条において準用する法第10条各号に該当する者でないこと。
- （2）予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- （3）平成27・28年度国土交通省東京航空局における「測量及び建設コンサルタント等（建設コンサルタント）」に係る「A等級」の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、国土交通省東京航空局長が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）。

なお、当該資格を有していないものについては、「競争参加者の資格に関する公示」（平成27年12月24日付官報）に記載されている申請方法等により、競争参加資格の申請を受け付ける。

- （4）競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）の提出期限の日から開札の日までの期間に国土交通省東京航空局長より「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年6月28日付空経第386号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- （5）会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記3-1（3）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- （6）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3-2. 設計共同体

3-1. に掲げる条件を満たしている者により構成され、業務の特性に応じた分担業務となって

いる設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成〇年〇月〇日付公示）に示すところにより、国土交通省東京航空局長から本業務に係る設計共同体としての競争参加資格としての認定を受けていること。

3－3. 入札参加者間の公平性

入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（基準に該当する者のすべてが設計共同体の代表者以外の構成員である場合を除く）。

なお、上記の関係がある場合に、辞退者を定めることを目的に当事者間で連絡をとることは、国土交通省航空局競争契約入札者心得第4条の3第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

（１）資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。

- １）親会社と子会社の関係にある場合
- ２）親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

（２）人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし１）については、会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。

- １）一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- ２）一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

（３）その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記（１）又は（２）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

3－4. 申請書の提出者に関する要件

（１）中立公平性に関する要件

・本業務の履行期間中に工期がある当該業務の対象となる工事または調査、設計、測量業務に参加している者及びその対象となる工事または調査、設計、測量業務に参加している者と資本面・人事面で関係がある者は、本業務の入札に参加できない。

・「対象となる工事または調査、設計、測量業務（以下、「工事等という」）に参加」とは、当該工事等を受注していること、当該工事の下請け（測量・調査業務も含む）をしていることをいう。ただし、本業務の契約日の前日までに下請け契約が終了している場合は、本業務の入札に参加できるものとする。

・「資本面・人事面で関係がある」とは、次の１）又は２）に該当するものをいう。

- １）一方の会社が他方の会社の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている場合。
- ２）一方の会社の代表権を有する役員が、他方の会社の代表権を有する役員を兼ねている場合。

本業務を受注した者及び本業務を受注した者と資本面・人事面で関係がある者並びに本業務における発注補助業務に携わった対象となる工事等に参加できない。

(2) 業務実施体制に関する要件

- ・ 7. (7) 2) に規定する業務の主たる部分を再委託するものでないこと。
- ・ 業務の分担構成が不明確又は不自然でないこと。
- ・ 設計共同体の場合に、業務の分担構成が必要以上に細分化されていないこと。

(3) 業務実績に関する要件

下記に示される業務について、平成14年4月1日以降に完了した以下に示す業務の実績を有していること（平成28年度完了予定を含む）。

- ・ 業務：空港（空港とは、空港法（昭和31年法律第80号）に定める空港及び共用空港をいう。以下同じ。）の工事に関する建設コンサルタント業務または測量、調査業務若しくはこれらに準じた業務（空港とは、空港法（昭和31年法律第80号）に定める空港及び共用空港をいう。以下同じ。）（発注機関については問わない。））。

なお、当該業務実績が国土交通省の発注した業務の実績である場合にあっては、請負業務成績評定点を得ているものについては、当該点が60点未満の業務は実績として認めない。

（本業務公告時において未完了の業務の業務成績は含まない。）

3-5. 配置予定管理技術者に対する資格等要件

設計共同体により業務を実施する場合は、配置予定管理技術者は代表者たる構成員から配置する。また、配置予定管理技術者は、照査技術者を兼務できるが担当技術者は兼務できない。

(1) 配置予定管理技術者の資格

配置予定管理技術者は、以下のいずれかの資格等を有するものであり、日本語に堪能でなければならない。ただし、日本語通訳が確保できる場合は、この限りではない。

- ・ 技術士（総合技術監理部門一建設又は建設部門）
- ・ APECエンジニア（業務に該当する部門）
- ・ 1級土木施工管理技士
- ・ 土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会1級土木技術者
- ・ (一社)全日本建設技術協会による公共工事事品質確保技術者（Ⅰ）若しくは公共工事事品質確保技術者（Ⅱ）又は発注者が認めた同等の資格を有する者（※1）
- ・ R C C M（港湾及び空港部門）又はR C C Mと同等の能力を有する者（※2）（技術士部門と同様の部門に限る）

※1「発注者が認めた同等の資格を有する者」とは、中部地方における「施工体制の確保に関する推進協議会委員長」が認定した発注者支援技術者（土木）Ⅰ種又はⅡ種

※2「R C C Mと同等の能力を有する者」とは、R C C M試験に合格しているが転職等により登録していない立場にいる者

外国資格を有する技術者（わが国及びW T O政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はR C C M相当との国土交通大臣認定（土地・建設産業局建設市場整備課）を受けている必要がある。

なお、申請書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも申請書を提出することができ

るが、この場合、申請書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該民間事業者が競争参加資格の確認を受けるためには競争参加資格確認結果の通知日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

(2) 配置予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績

配置予定管理技術者は、平成14年4月1日以降に完了した以下に示す同種又は類似業務（平成28年度完了予定も対象に含む）の業務実績を有すること。

なお、同種又は類似業務の実績については、管理技術者だけではなく担当技術者として従事したものも認める（照査技術者として従事したものは認めない）。また、元請として同種又は類似業務に従事した経験のほか、下請、出向又は派遣、再委託を受けて行った業務実績も同種又は類似業務として認める。発注者として従事した同種又は類似業務の経験も実績として認める。

なお、当該業務実績が国土交通省の発注した業務の実績である場合にあっては、請負業務成績評定点を得ているものについては、当該点が60点未満の業務は実績として認めない。

（本業務公告時において未完了の業務の業務成績は含まない。）

- 1) 同種業務：空港の工事に関する発注者支援業務（発注機関については問わない）
- 2) 類似業務：空港の工事に関する設計または調査、測量に関する業務（発注機関については問わない）、監理（主任）技術者として従事した空港の工事（工事を業務として認める）

(3) 直接的雇用関係

配置予定管理技術者は、本業務の履行期間中（契約日から業務完了まで）に、本業務の代表者と直接的雇用関係がなければならない。

3-6. 配置予定担当技術者に対する資格等要件

(1) 配置予定担当技術者の資格

配置予定担当技術者については、以下のいずれかの資格等を有するものとする。

なお、担当技術者を複数名配置する場合、1名については資格要件を満たさなくとも配置可能とする。

- ・技術士（総合技術監理部門一建設又は建設部門）、技術士補（建設部門）
- ・APEC エンジニア（業務に該当する部門）
- ・1級土木施工管理技士又は2級土木施工管理技士
- ・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者、土木学会1級土木技術者又は土木学会2級土木技術者
- ・（一社）全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者（Ⅰ）若しくは公共工事品質確保技術者（Ⅱ）又は発注者が認めた同等の資格を有する者（※1）
- ・RCCM（港湾及び空港部門）又はRCCMと同等の能力を有する者（※2）（技術士部門と同様の部門に限る）
- ・「配置予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績」と同様の実務経験（工事については、監理（主任）技術者として従事したものも認める。）が1年以上の者（※3）
- ・空港関係の技術的行政経験を10年以上有する者

※１「発注者が認めた同等の資格を有する者」とは、中部地方における「施工体制の確保に関する推進協議会委員長」が認定した発注者支援技術者（土木）Ⅰ種又はⅡ種

※２「ＲＣＣＭと同等の能力を有する者」とは、ＲＣＣＭ試験に合格しているが転職等により登録していない立場にいる者

※３複数年契約の場合であって、業務が完了していない場合も、１年以上従事していれば業務経験を有するものとして判断する。

３－７．競争参加資格確認申請書等に関する事項

「４．（２）１）」申請書類」に示す競争参加資格確認申請書等（以下、「競争参加資格確認申請書等」という。）において、内容が殆ど記載されていない、または提案内容等が判断できない場合は競争参加資格がないものとする。

４．入札に参加する者の募集に関する事項

（１）入札の実施手続及びスケジュール

本業務は、下記４．（２）に示す書類の提出、入札を電子入札システムで行う対象案件であり、電子入札システムにより手続きを実施する場合は、電子認証（ＩＣカード）を取得すること。

電子入札システムにより手続きを実施しない場合には、紙入札による参加願いを提出すること。

- １）公告：平成28年12月上旬
- ２）入札説明書の交付：平成28年12月上旬
- ３）申請書及び資料の受付期間：平成28年12月上旬～平成29年1月上旬
- ４）書類審査：平成29年1月上旬～1月下旬
- ５）競争参加資格の確認結果の通知：平成29年1月下旬
- ６）入札書の受付期限：平成29年2月上旬
- ７）入札：平成29年2月上旬
- ８）開札：平成29年2月上旬
- ９）履行確実性のヒアリング：平成29年2月上旬～2月下旬
- 10）落札者の決定：平成29年2月下旬
- 11）契約締結：平成29年4月1日以降

（２）入札参加者は、次に掲げる申請書類、技術提案書及び入札金額を記載した書類を提出すること。

上記の入札金額には、本業務に要する一切の諸経費の108分の100に相当する金額を記載すること。

なお、本実施要項に記載のない項目については、入札説明書によるものとする。

１）申請書類

- ・申請書（様式－１）
- ・企業の平成14年度以降に完了（平成28年度完了予定を含む）した業務実績（様式－２）
- ・配置予定管理技術者の経歴等（様式－３）
- ・配置予定管理技術者の平成14年度以降に完了（平成28年度完了予定を含む）の同種又は類似業務実績（様式－４）
- ・業務実施体制（様式－５）

- ・ 配置予定担当技術者の平成14年度以降に完了（平成28年度完了予定を含む）の同種又は類似業務実績（様式－9）
 - ・ 業務の実施方針（様式－6）
 - ・ 技術提案（様式－7）
 - ・ 郵送用頭紙（様式－8）
 - ・ 中立公平性に関する要件（様式－10）
 - ・ 設計共同体で参加する場合の協定書の写し
5. 対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項
- 5－1. 受注者の決定は、総合評価落札方式により行うものとする。
- （1）落札者の決定方法
- 入札参加者は、価格及び競争参加資格確認申請書等をもって入札をし、次の各要件に該当する者のうち、下記（3）総合評価の評価方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。
- 1）技術提案書を提出した者であること。
 - 2）入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は、設計図書に基づき算出するものとする。ただし、国の支払いの原因となる契約のうち予定価格が1,000万円を超える請負契約について落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。
 - 3）落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査及び業務完了後に業務コスト調査を行うものとする。
 - 4）上記において、評価値が最も高い者が2名以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決める。
- （2）総合評価の評価項目
- 総合評価における評価項目は以下のとおり。

評価項目	評価の着目点				評価のウェイト	
	判断基準					
配置予定管理技術者の経験及び能力	管理技術者	資格要件	技術者資格等	野技術者内容資格等、その専門分野	下記の順位で評価する。 ①以下のいずれかの資格を有するもの ・技術士（総合技術監理部門-建設又は建設部門） ・APECエンジニア（業務に該当する部門） ・1級土木施工管理技士 ・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会1級土木技術者 ・（一社）全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者（Ⅰ）若しくは公共工事品質確保技術者（Ⅱ）又は業務発注担当部署が認めた同等の資格を有する者 ②以下のいずれかの資格を有するもの ・RCCM（港湾及び空港部門）又はRCCMと同等の能力を有する者（技術士部門と同様の部門に限る。）	① 5 ② 3
		専門技術力	業務執行技術	平成14年度以降の同種又は類似業務の実績の内容	下記の順位で評価する。 ①同種業務の実績がある。 ②類似業務の実績がある。	① 5 ② 3
経当配置技術者予定の担当	配置予定担当技術者の専門技術力				下記の順位で評価する。 ※複数の予定担当技術者が申請された場合は、申請された全ての予定担当技術者の評価点の平均値とする。 ①同種業務の実績がある。 ②類似業務の実績がある。 ③①、②以外	① 5 ② 3 ③ 0
実施方針	業務理解度			業務の目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	10	
	実施体制			・配置技術者の人数、代替要員の確保など業務を遂行するうえで業務発注担当部署の要請に対して的確かつ迅速に対応でき、事業の進捗状況や不測の事態に対しても臨機に対応できる体制が確保されている場合に優位に評価する。	20	
提技案術	本業務における留意点	的確性		必要なキーワード（留意点、着眼点、問題点、解決方法）が網羅されている場合に優位に評価する。	20	
		実現性		提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。	10	
合計（技術評価の配点合計）					75	

・実施方針及び技術提案の履行確実性

評価にあたっては、次の方式により行うものとする。

- 1) 調査基準価格以上の価格で申込みを行った者は、実施方針及び技術提案（以下「技術提案等」という）の確実な履行の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあるとはされていないことから、技術提案等の確実な履行の確保が必ずしも十分にされないと認める具体的な事情がない限り、（6）3）3－2）の履行確実性の評価をAとし、履行確実性を1.0として評価するものとする。
- 2) 調査基準価格を下回る価格で申込みを行った者は、技術提案等の確実な履行の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあることから、（6）3）3－2）①から④までの審査項目を評価した結果、○と審査した項目数に応じて、次の表の○と審査した項目数の欄に掲げる評価に対応する履行確実性を付与するものとする。

○と審査した項目数	評価	履行確実性度
4	A	1.0
3	B	0.75
2	C	0.5
1	D	0.25
0	E	0

(3) 総合評価の評価方法

1) 評価値の算出方法

評価値の算出方法は、以下のとおりとする。

評価値＝価格評価点＋技術評価点

2) 価格評価点の算出方法

価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

価格評価点＝（価格評価点の配分点）×（1－入札価格／予定価格）

価格評価点の配分点は30点とする。

3) 技術評価点の算出方法

競争参加資格確認申請書等の内容に応じ、下記①、②、③、④の評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。なお、技術評価点の配分点は60点とする。

①予定技術者の経験及び能力

②実施方針

③技術提案

④技術提案等の履行確実性

技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

技術評価点＝（技術評価点の配分点）×（技術評価の得点合計／技術評価の配点合計）

技術評価の得点合計＝（①に係る評価点）＋（技術提案評価点）×（④の評価に基づく履行確実性度）

技術提案評価点＝（②に係る評価点）＋（③に係る評価点）

4) 総合評価は入札者の申し込みに係る上記1)、2)、3)により得られた技術評価点と当該入札者から求められる価格評価点の合計値（評価値）をもって行う。

(4) 競争参加資格確認申請書等に基づく業務

競争参加資格確認申請書等において採用した提案内容を契約書に特約事項として添付し、当該特約事項に基づいて業務計画書作成及び実業務を行うものとする。

受注者の責により提案内容を満足する業務が行われない場合及び提案された実績を有する担当技術者が配置できない場合は、業務成績評定を減ずる等の措置を行う。

(5) 競争参加資格確認申請書等に関する審査の実施

審査では申請書類に記載された内容の確認を行う。また、必要に応じ、以下の事項についてヒアリングを実施する場合がある。

①実施場所：国土交通省東京航空局

②実施日時：別途通知（協議の上決定する）

③出席者：配置予定管理技術者

④ヒアリングにおける質疑応答内容

- ・ 配置予定管理技術者の経歴について
- ・ 配置予定管理技術者の業務実績について
- ・ 業務実施体制について
- ・ 取り組み姿勢（業務の着眼点・実施方針）について
- ・ 技術提案について

⑤ヒアリング時の追加資料は受理しない。

⑥提出される技術提案書において内容が殆ど記載されておらず、提案内容が判断できない場合はヒアリングを実施しない。

（６）履行確実性に関するヒアリング

１）ヒアリングの実施

①どのように技術提案等の確実な履行確保を図るかを審査するため、原則として、予定価格の制限の範囲内の価格で入札した者について、必要に応じ開札後速やかに、ヒアリングを実施する。

- ・ 実施場所：国土交通省東京航空局
- ・ 実施予定日時：別途通知（協議の上決定する）
- ・ 出席者：配置予定管理技術者他

②ヒアリングの時刻、詳細な場所、留意事項等は別途通知する。

③入札者のうち、その申込みに係る価格が調査基準価格に満たない者は、技術提案等の確実な履行の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあることから、競争参加資格確認申請書等のほかに、開札後、履行確実性の審査のための追加資料の提出を求める。

ただし、追加資料の提出の意向の無い者については、上記追加資料の提出期限日までに、追加資料の提出を行わない旨を書面（様式は自由）にて提出するものとする。追加資料の提出を行わない旨の書面の提出があった者については、その入札を無効として取り扱うものとする。

なお、追加資料の再提出及び提出後の修正は認めない。

④ヒアリングの出席者には、配置予定管理技術者を必ず含め、資料の説明が可能な者をあわせ、最大で3名以内とする。また、上記①～④に掲げる履行確実性に関するヒアリングに応じない場合及び追加資料の提出を求められた者が追加資料を提出しない場合は、入札に関する条件に違反した入札として無効とすることがある。

２）履行確実性の審査のための追加資料

入札参加者の申し込みに係る価格が調査基準価格に満たないときは、以下に掲げる全ての資料の提出を求めるものとする。

- ・ 当該価格により入札した理由（様式11）
- ・ 入札価格の内訳書、入札価格の内訳書の明細書（様式12）
- ・ 一般管理費等内訳書（様式12-1）

- ・当該契約の履行体制（様式13）
- ・手持の建設コンサルタント業務等の状況（様式14）
- ・手持ち業務の人工（様式14-1）
- ・配置予定技術者名簿（様式15）
- ・直接人件費内訳書（様式15-1）
- ・過去において受注・履行した同種又は類似業務の名称及び業務発注担当部署（様式16）
- ・再委託先からの見積書（再委託先の押印があるもの）
- ・過去3カ月分の給与支払額が確認できる給与明細書、賃金台帳の写し及び過去3カ月分の法定福利費（事業者負担分）の負担状況が確認できる書面の写しなお、配置予定技術者名簿には、配置予定技術者（管理技術者、担当技術者）及び再委託先技術者を記載するものとする。

3）技術提案等の履行確実性の審査・評価方法

3-1）技術提案等の履行確実性の審査は、競争参加資格確認申請書等（履行確実性の審査に必要な部分に限る）、履行確実性に関するヒアリング及び追加資料等をもとに行い、技術提案等の確実な履行の確保が認められる場合には、技術提案等に係る評価点をその履行確実性に応じて付与する。

3-2）履行確実性の具体的な審査・評価方法は、①業務内容に対応した費用が計上されているか、②配置予定技術者（照査予定技術者を除く。以下同じ。）に適正な報酬が支払われることになっているか、③品質管理体制が確保されているか、④再委託先への支払いは適正かをそれぞれ審査し、①から④までの各項目毎に審査した上で、5段階（A～E）で総合的に評価する。

（7）落札者の決定等の公表

本業務の入札の過程の透明性を確保するため、落札者の決定後、入札参加者から提出された競争参加資格確認申請書等の評価結果、入札金額、総合評価の結果、落札者の決定理由について公表するものとする。

（8）初回の入札で受注者が決定しなかった場合の取扱いについて初回の入札で予定価格の制限の範囲内で入札した者がいないときは、直ちに再度の入札を行うこととし、これによってもなお落札者となるべき者が決定しない場合は、入札条件を見直し、再度公告入札に付することにする。

再度の公告によっても落札者となるべき者が決定しない場合、又は業務の実施に必要な期間が確保できない等、止むを得ない場合は、別途、当該業務の実施方法を検討・実施することとし、その検討結果及び理由を公表するとともに、官民競争入札等監理委員会（以下「監理委員会」という）に報告するものとする。

6. 対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項

別紙ー1「従来の実施状況に関する情報の開示」のとおり。

7. 受注者が対象公共サービスを実施するに当たり、国の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により受注者が講ずべき措置に関する事項

（1）報告等について

- 1) 積算関係資料（積算を行うための調査設計及び工事発注図面及び数量総括表（数量計算書）、積算根拠資料、積算データ等）の管理体制及び情報セキュリティに関する対策の実施状況について確認し、毎月発注者へ報告すること。
 - 2) 業務完了時においても業務の対象となる事業が継続している、もしくは対外調整が未了である場合など、業務完了時点において継続して処理すべき事項がある場合は、以下の項目を書面で提出するものとする。
 - ・業務実施にあたり留意すべき点（積算上必要となる施工条件等）
- (2) 立ち入り検査等について
- 1) 発注者は、受注者による業務の適正かつ確実な実施を確保する必要があると認める時は、法第26条第1項に基づき受注者に対し、当該業務の状況に関し必要な報告を求め、又は受注者の事務所等に立ち入り、業務の実施状況又は帳票、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。
 - 2) 立ち入り検査を実施する調査職員等は、検査等を行う際には、当該検査等が法第26条第1項に基づくものであることを受注者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。
- (3) 改善指示について
- 発注者は、受注者による業務の適切かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、法第27条第1項に基づき受注者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができるものとする。
- また、上記によらず、業務の検査・監督において業務の質の低下につながる問題点を確認した場合には、その場で指示を行うことができるものとする。
- (4) 中立公平性に関する要件
- ・本業務を受注した者及び本業務を受注した者と資本面・人事面で関係がある者は当該業務の対象工事、設計、調査及び測量業務に参加してはならない。また、本業務の担当技術者の出向・派遣元及び出向・派遣元と資本面・人事面で関係のある者は、当該業務の対象工事、設計、調査及び測量業務に参加してはならない。なお、「対象工事、設計、調査及び測量業務に参加」とは、当該工事、設計、調査及び測量業務の入札に参加すること、当該工事、設計、調査及び測量業務の下請けとしての参加をいう。
 - ・資本面・人事面で関係があるとは、次の1)又は2)に該当するものをいう。
- 1) 一方の会社が他方の会社の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている場合。
 - 2) 一方の会社の代表権を有する役員が他方の会社の代表権を有する役員を兼ねている場合。
- (5) 検査・監督体制
- 検査・監督については、取り交わす契約書に基づき実施し、体制においては次のとおり行うことを基本とする。
- 1) 総括調査員

①契約変更に係る指示、承諾等【契約数量の変更、工期変更 等】

②業務の総括的な指揮【主任調査員及び調査員】

2) 主任調査員

①契約変更に係らない指示、承諾等【対象調査設計及び工事の指示、成果品（調査設計及び工事発注図面及び数量総括表、積算根拠資料、積算データ等）の確認、受領】

②総括調査員への報告、調査員への指示

3) 調査員

①総括調査員及び主任調査員が指示、承諾等を行うための内容確認【対象調査設計及び工事（案）の作成、成果品（調査設計及び工事発注図面及び数量総括表、積算根拠資料、積算データ等）の確認】

②総括調査員及び主任調査員への報告

(6) 秘密の保持等について

- 1) 受注者は、本業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- 2) 受注者は、本業務処理の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ国土交通省東京航空局の書面による承諾を得たときはこの限りでない。
- 3) 受注者は、本業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を業務計画書（業務概要・実施方針・業務工程・打合せ計画・連絡体制等を記載したもの。）の業務組織計画に記載される者以外の者には秘密とし、また、本業務の遂行以外の目的に使用してはならない。
- 4) 受注者は、本業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を本業務終了後においても他者に漏らしてはならない。
- 5) 取り扱う情報は、本業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製しないこと。
- 6) 受注者は、本業務終了時に、発注者から貸与された情報は発注者への返却若しくは消去又は廃棄を確実に行うこと。
- 7) 受注者は、本業務の遂行において知り得た発注者の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告するものとする。

(7) 再委託の取扱い

- 1) 受注者は、業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 2) 「主たる部分」とは、次に掲げるものをいい、受注者は、これを再委託することはできない。
・業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
- 3) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、トレース、資料整理（単純な計算処理に限る）などの簡易な業務の再委託に当たっては、発注者の承諾を必要としない。
- 4) 受注者は、上記3)に規定する業務以外の再委託にあたっては、発注者の承諾を得なければならない。

5) 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託の相手方は、国土交通省建設コンサルタント業務等一般競争（指名競争）参加資格の有資格者である場合は、国土交通省の指名停止期間中であってはならない。

(8) 契約の変更及び解除

1) 申請書に記載した予定管理技術者は、原則として変更できない。

但し、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。

2) 契約の解除

2-1) 国土交通省東京航空局による契約の解除

①発注者は、受注者が次の各号の1つに該当するときは、契約を解除することができる。

a) 受注者の責に帰すべき理由により履行期限までに又は履行期限経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき

b) 正当な理由がなく、業務に着手すべき時期を過ぎても業務に着手しないとき

c) 一括再委託又は主たる部分を再委託したとき

d) a) ～ c) に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき

e) 契約図書に規定する資格を有する担当技術者を配置できないとき、業務履行体制の整備など契約上の重要な義務履行に関する是正措置要求に対して受注者側が当該措置を講じないとき

②発注者は、①の規定により契約を解除した場合において、受注者が既に業務の一部を履行しているときは、その履行部分を検査し、当該検査に合格した部分に相当する委託料相当額を受注者に支払わなければならない。

③①の規定により契約を解除された場合においては、受注者は委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に発注者へ支払わなければならない。

④発注者は、業務が完了しない間は、①の規定による場合のほか必要があるときは、契約を解除することができる。

⑤②の規定は、④の規定により契約を解除した場合について準用する。

⑥発注者は、④の規定により契約を解除した場合において、これにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

この場合における賠償額は、発注者と受注者の協議により定めるものとする。

2-2) 受注者による契約の解除

①受注者は次の各号の1つに該当するときは、契約を解除することができる。

a) 発注者からの書面による通知により業務内容を変更したため委託料の額の3分の2以上減少したとき

b) 発注者からの通知により業務の中止期間が委託期間の2分の1を超えたとき

c) 発注者が契約に違反し、その違反によって業務を完了することが不可能となったとき

②2-1) ②及び2-1) ⑥の規定は、①の規定により契約が解除された場合に準用する。

8. 受注者が対象公共サービスを実施するに当たり、第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により受注者が負うべき責任（国家賠償法の規定により国の行政機関等が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。）に関する事項

本契約を履行するにあたり、受注者又はその職員その他の当該公共サービスに従事する者が、故意又は過失により、当該公共サービスの受益者等の第三者に損害を加えた場合には、次に定めるところによる。

- (1) 発注者が国家賠償法第1条第1項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、発注者は受注者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について発注者の責めに帰すべき理由が存する場合は、発注者が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。
- (2) 受注者が民法第709条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について発注者の責めに帰すべき理由が存するときは、受注者は発注者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

9. 対象公共サービスに係る法第7条第8項に規定する評価に関する事項

- (1) 調査方法

発注者は、受注者が実施した業務の内容について、その評価が的確に実施されるように、実施状況の調査を行うものとする。

- (2) 実施状況に関する調査の時期

総務大臣が行う評価の時期を踏まえ、平成30年3月末における状況を調査するものとする。

- (3) 調査項目

本実施要項1. 2「確保されるべき対象公共サービスの質」により設定した事項。

10. その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項

- (1) 対象公共サービスの実施状況等の監理委員会への報告及び公表

受注者の実施状況については、国土交通省等において年度毎に取りまとめて監理委員会へ報告するとともに公表することとする。

また、国土交通省等は、受注者に対する会計法令に基づく監督・検査の状況について、業務終了後に監理委員会へ報告するとともに、法第26条及び法第27条に基づく報告聴取、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を監理委員会へ報告することとする。

ただし、入札の実施結果については、国土交通省等において、入札の実施後速やかに取りまとめて監理委員会へ報告することとする。

- (2) 発注者の監督体制

- 1) 本契約に係る監督は、支出負担行為担当官が、自ら又は補助者に命じて、立会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。

2) 本業務の実施状況に係る監督は、「本実施要項 7. (5)」により行う。

(3) 受注者が負う可能性のある主な責務等

1) 罰則等

① 次のいずれかに該当する者は、法第55条の規定により30万円以下の罰金に処されることとなる。

- ・ 本業務に従事する者は、刑法（明治40年法第45号）祖の他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。

- ・ 「法第26条第1項」による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は「法第26条第1項」による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者。

- ・ 正当な理由なく、「法第27条第1項」による指示等に違反した者。

② 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、上記①の違反行為をしたときは、法第56条の規定により、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して上記①の刑を科されることとなる。

2) 会計検査について

受注者は、公共サービスの内容が会計検査院法第22 条に該当するとき、又は同法第23条第1項第7号に規定する「事務若しくは業務の受注者（民間事業者）」に該当し、会計検査院が必要と認めるときには、同法第25条及び第26条により、会計検査院の実施検査を受けたり、同院から直接又は発注者を通じて、資料・報告書等の提出を求められたり質問を受けたりすることがある。

従来の実施状況に関する情報の開示

1. 従来の実施に要した経費等

(単位：千円)

	25年度	26年度	27年度
受注額	14,301	29,511	32,076

(注意事項)

- ・受注額には、業務に係る人件費、材料費、諸経費等が含まれる。
- ・受注額の増減は、実施に要した人員の増加に伴うものである。

2. 従来の実施に要した人員

(業務従事者に求めた知識・経験等)

管理技術者は以下の要件を満たすこと

1. 経験に関する要件

過去15年間に完了した以下に示す同種又は類似業務の業務実績を有すること。

- 1) 同種業務：空港に関する発注者支援業務(発注機関については問わない)
- 2) 類似業務：空港に関する設計又は測量・調査業務(発注機関については問わない)

2. 技術力に関する要件

以下のいずれかの資格等を有するもの

- ・技術士（総合技術監理部門－建設又は建設部門）
- ・APECエンジニア（業務に該当する部門）
- ・1級土木施工管理技士
- ・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会1級土木技術者
- ・（一社）全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者（Ⅰ）若しくは公共工事品質確保技術者（Ⅱ）又は発注者が認めた同等の資格を有する者
- ・RCCM（港湾及び空港部門）
- ・その他これに準ずるものと発注者が認めた者

また担当技術者は、以下のいずれかの資格等を有するもの

- ・技術士（総合技術監理部門－建設又は建設部門）又は技術士補（建設部門）
- ・APECエンジニア（業務に該当する部門）
- ・1級土木施工管理技士又は2級土木施工管理技士
- ・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会1級土木技術者又は土木学会2級土木技術者
- ・（一社）全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者（Ⅰ）又は公共工事品質確保技術者（Ⅱ）
- ・RCCM（港湾及び空港部門）
- ・その他これに準ずるものと発注者が認めた者

(単位：人・日)

平成25年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
管理システムへのデータ入力	1	1	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	10
点検結果の整理	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	15
施設管理図の更新	6	6	5	5	5	5	5	5	6	6	6	7	67
資料の収集及び現場条件等の確認整理	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10
発注図書の作成	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10
積算に必要な根拠資料作成	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10
積算システムデータ入力	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11
合計	9	10	10	10	11	11	11	11	12	12	12	14	133

(単位：人・日)

平成26年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
管理システムへのデータ入力	11	10	10	9	9	9	9	9	9	9	10	11	115
点検結果の整理	2	2	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	20
施設管理図の更新	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	36
資料の収集及び現場条件等の確認整理	6	6	6	6	5	5	5	5	5	6	6	6	67
発注図書の作成	6	6	6	6	6	6	5	5	5	6	6	6	69
積算に必要な根拠資料作成	6	6	6	6	5	5	5	5	5	6	6	6	67
積算システムデータ入力	8	8	8	8	8	8	8	7	7	8	8	8	94
合計	42	41	40	39	37	37	37	36	36	40	41	42	468

(単位：人・日)

平成27年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
管理システムへのデータ入力	9	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	9	98
点検結果の整理	1	1	1	0	0	0	0	0	1	1	1	1	7
施設管理図の更新	8	8	7	7	7	7	7	7	7	7	8	8	88
資料の収集及び現場条件等の確認整理	6	6	5	5	5	5	5	5	5	5	6	6	64
発注図書の作成	7	7	6	6	6	6	6	6	6	6	6	7	75
積算に必要な根拠資料作成	5	5	5	5	5	4	4	4	5	5	5	5	57
積算システムデータ入力	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	84
合計	43	42	39	38	38	37	37	37	39	39	41	43	473

(単位：人・日)

	25年度	26年度	27年度
管理システムへのデータ入力	10	115	98
点検結果の整理	15	20	7
施設管理図の更新	67	36	88
資料の収集及び現場条件等の確認整理	10	67	64
発注図書の作成	10	69	75
積算に必要な根拠資料作成	10	67	57
積算システムデータ入力	11	94	84
合計	133	468	473

注) 担当技術者のみの集計であり、管理技術者は含まれない。

3. 従来の実施に要した施設及び設備

受注者に使用させた国有財産

(施設)

施設名称：東京空港事務所

使用場所：発注者の指定する東京空港事務所執務室

(備品関係)

机・椅子・データ入力等に必要なプログラム及びパーソナルコンピュータ

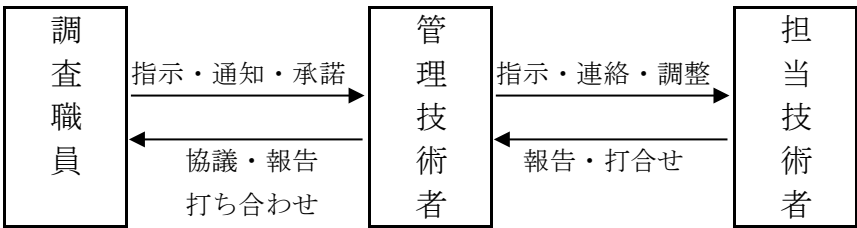
4. 従来の実施における目的の達成

- ①管理システムへのデータ入力
- ②点検結果の整理
- ③施設管理図の更新
- ④資料の収集及び現場条件等の確認整理
- ⑤発注図書の作成
- ⑥積算に必要な根拠資料作成
- ⑦積算システムデータ入力

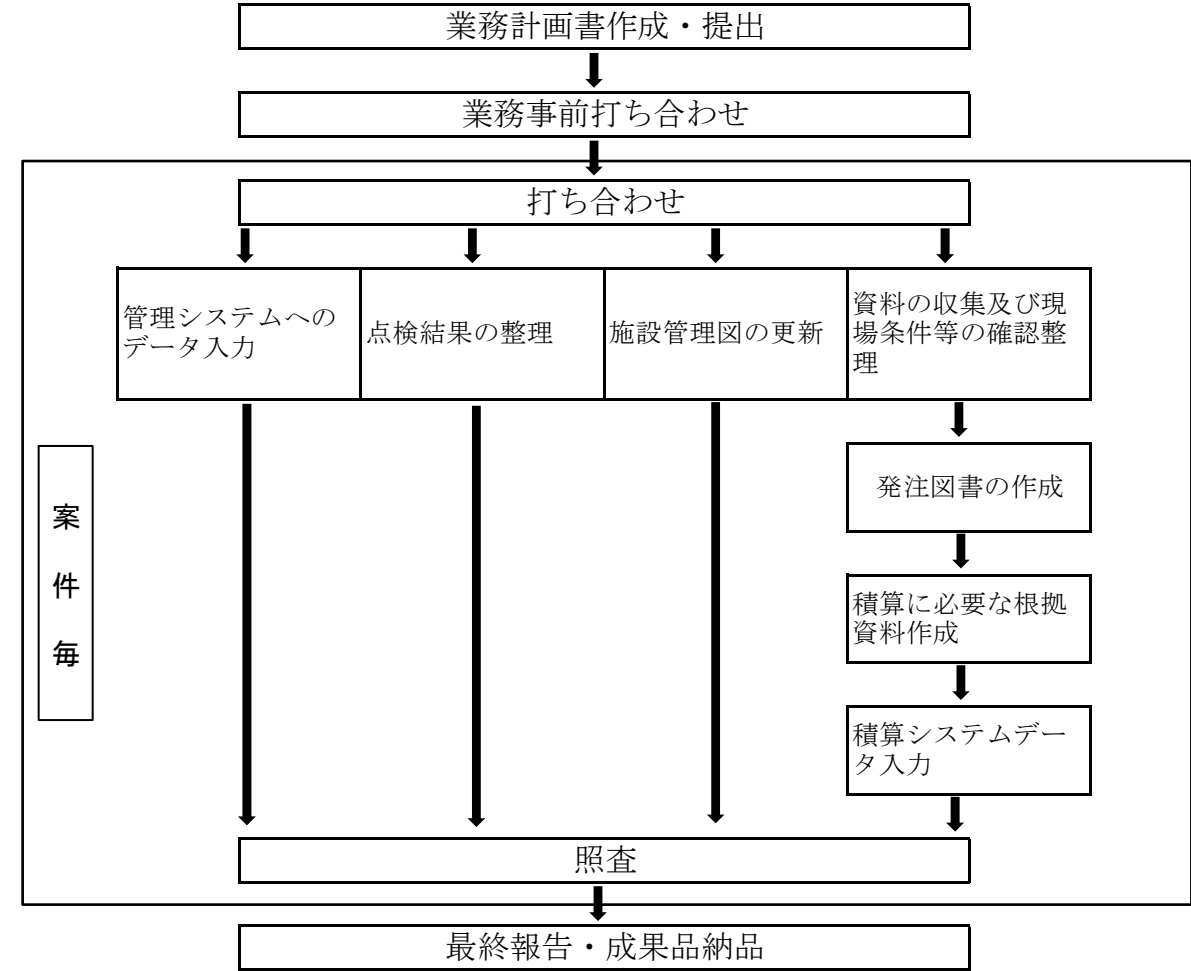
上記については、全て適正に実施されていた。

5. 従来の実施方法等

○指揮連絡系統



○業務フロー



6. 従来の応札状況

	25年度	26年度	27年度
応札参加者数	1	1	1
備考			

(様式1)

競争参加資格確認申請書

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
東京航空局長 山口 勝弘 殿

住所

会社名

代表者

役職名

氏名

印

担当者氏名

電話番号

FAX

【設計共同企業体の場合は、以下のように記入すること】

共同体事務所の所在地

〇〇業務△△・〇〇設計共同体

△△(株) 役職名 氏名 印

〇〇(株) 役職名 氏名 印

平成28年〇〇月〇〇日付けで入札公告のありました「東京国際空港施設保全関係支援業務委託」に係る競争に参加する資格について確認されたく資料を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当する者でないこと並びに競争参加資格確認申請書の内容については事実と相違ないことを誓約します。

(様式2)

・企業の平成14年度以降に完了した業務実績

会社名)

業務分類	
業務名	
TECRIS登録番号	
契約金額	
履行期間	
発注機関名 住所 TEL	
業務の概要	
技術的特徴	

注1 業務分類には、「対象業務」を記載する。

注2 様式4に記載した技術者の同種又は類似業務を重複して記載できる。

注3 業務実績は最大1件とし、図面、写真等を引用する場合も含め、1件につきA4判1枚以内に記載する。

(様式3)

・配置予定管理技術者の経歴等

フリガナ ①氏名		②生年月日	
③所属・役職			
④保有資格			
技術士(部門: 分野:)		・合格年度	・取得年月日
		・登録番号	
APECエンジニア		・登録番号	
1級土木施工管理技士		・登録番号	・取得年月日
土木学会特別上級、上級者又は1級土木技術者		・登録番号	・取得年月日
公共工事品質確保技術者()		・登録番号	・取得年月日
公共工事品質確保技術者に準ずる者			
RCCM(部門:)		・登録番号	・取得年月日
RCCMと同等の能力を有する者(部門:)			・取得年月日
その他(名称)		・登録番号	
⑤同種又は類似業務経歴(平成14年度以降、最大1件)			
業務分野	業務名	発注機関	履行期間
	TECRIS登録番号:		

注1 保有する資格について、資格者証または合格証明書の写しを添付すること。

注2 「公共工事品質確保技術者に準ずる者」は、証明書の写しを添付すること。

注3 業務分野には、「配置予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績」において定義した「同種業務」、「類似業務」のいずれかを記載する。

(様式4)

- ・配置予定管理技術者の平成14年度以降に完了(平成28年度完了予定を含む)の同種又は類似業務実績

業務分類	
業務名	
TECRIS登録番号	
契約金額	
履行期間	
履行場所	
発注機関名 住所 TEL	
業務の概要	
	(〇〇技術者として従事)
業務の技術的特徴	
当該技術者の 業務担当の内容	

注1 業務分野には、「予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績」に記載のある「同種業務」、「類似業務」のいずれかを記載すること。

注2 業務の概要及び業務の技術的特徴については、具体的に記載すること。

注3 〇〇には、「管理」「担当」のいずれかを記載すること。

注4 TECRISに登録されていない実績を記した場合は、その業務を担当した事を証する業務計画書又は業務報告書等の該当部分の写しを添付すること。

※予定管理技術者は、本業務の履行期間中に本業務の受注者と直接的雇用関係があること。

注5 下請、出向又は派遣、再委託を受けて行った業務実績を記載した場合は、その業務を担当したことを証する下請契約書、出向辞令又は派遣契約書、委託契約書等の写しを添付すること。

注6 様式3に記載した同種又は類似業務の実績について記載すること。

(様式5)

・業務実施体制

	予定技術者名	所属・役職
管理技術者		
担当技術者	配置予定人数 人	
分担業務の内容	備考	

注1 1者単独により、業務を実施する場合には記載する必要はない。ただし、注3による場合は記載すること。

注2 設計共同体により業務を実施する場合には、業務分担について記載する。その場合は、備考欄に設計共同体の構成員である旨を記述するとともに、企業名等を記述すること。また、代表者はその旨を記述すること。

注3 他の建設コンサルタントなどに当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、備考欄にその旨を記載するとともに、再委託先又は協力先、その理由(企業の技術的特徴等)を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。

注4 配置予定管理技術者の予定技術者名は、1名のみ記載するものとし、複数の管理技術者(正・副等含め)は認めない。

注5 配置予定管理技術者は、担当技術者との兼任は認めない。

(様式6)

業務の実施方針						
・業務の実施方針			・業務のフロー			
・工程計画						
検討項目	業務工程					備考
	○月	○月	○月	○月	○月	

注1)業務の実施方針、業務フローチャート、工程計画について簡潔に記載する。(A4判1枚以内とする。)

注2)提出者(設計共同体の構成員を含む)及び協力を求める学識経験者等を特定することができる内容の記述(具体的な社名・個人名等)を記載してはならない。

(様式 7)

技術提案：本業務における留意点

(A 4 判、1 枚以内とする。)

(様式8)

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
東京航空局長 山口 勝弘 殿

住所
会社名
代表者名

東京国際空港施設保全関係支援業務委託の競争参加資格確認申請書は、容量を超えたため持参又は郵送にて提出します。なお、問い合わせ先は下記のとおりです。

記

1. 問い合わせ先

担 当 者 :
部 署 : ○○本店○○部○○課
電話番号 : (代)○○-○○-○○ [内線○○]

2. 郵送する書面の目録

3. 郵送する書類の頁数 全〇〇頁

4. 発送年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日

以上

(様式 9)

- ・ 配置予定担当技術者の平成14年度以降に完了（平成28年度完了予定を含む）の同種又は類似業務実績

①配置予定担当技術者数 _____ 人

②業務実績において「同種業務・類似業務・無し」のいずれかを記載

	業務実績
担当技術者 A	
担当技術者 B	
担当技術者 C	

注 1 配置予定担当技術者の氏名を記載する必要は無いが、配置予定担当技術者の実績を記載すること。

注 2 配置予定管理技術者と担当技術者の兼任は認めない。

・ 中立公平性に関する要件

以下に該当する場合、☑を記す。

☐ 本業務の履行期間中に工期がある本業務の対象となる工事又は設計、調査、測量業務を、受注又は本業務履行期間中に下請けしていない。

☐ 本業務の履行期間中に工期がある本業務の対象となる工事又は設計、調査、測量業務を受注又は本業務履行期間中に下請けしている者と資本面・人事面で関係がない。

☐ 本業務を受注した場合、以下に示す中立公平性を遵守する。

・ 本業務を受注した者及び本業務を受注した者と資本面・人事面で関係がある者は当該業務の対象工事に参加してはならない。また、本業務の担当技術者の出向・派遣元及び出向・派遣元と資本面・人事面で関係のある者は、当該業務の対象工事に参加してはならない。なお、「対象工事に参加」とは、当該工事の入札に参加すること、当該工事の下請けとしての参加をいう。

・ 資本面・人事面で関係があるとは、次の 1) 又は 2) に該当するものをいう。

1) 一方の会社が他方の会社の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額を100分の50を超える出資をしている場合。

2) 一方の会社の代表権を有する役員が他方の会社の代表権を有する役員を兼ねている場合。

(様式 1 1)

当該価格により入札した理由

--

(様式 12)

入札価格の内訳書

業務名称								
設計書コード								
項目	工種	種別	細別	業務実施金額（A=B+C）			官積算 額D	備考
					うち自 社実施 額B	うち再委 託予定金 額C		
直接 原価	直接 経費							一次 内訳書
その他 原価	その他 原価							その他 原価に 係る内 訳書
一般管 理費等	一般管 理費等							一般管 理費等 に係る 内訳書
合計								再委託 予定金 額の比 率〇%

入札価格の内訳書の明細書

(一次内訳書の様式)

一次内訳書－1						
項目	名称・規格	単位	数量	業務実施金額	官積算額	備考
直接 原価						
小計						

(その他原価に係る内訳書の様式)

諸経費の内訳					
項目	工種	種別	細別	業務実施金額	備考
その他 原価	その他 原価	その他 原価	直接経 費（1次 内訳書－ 1に記載 したも のを除 く）間 接原価		
その他原価計					

(様式 12-1)

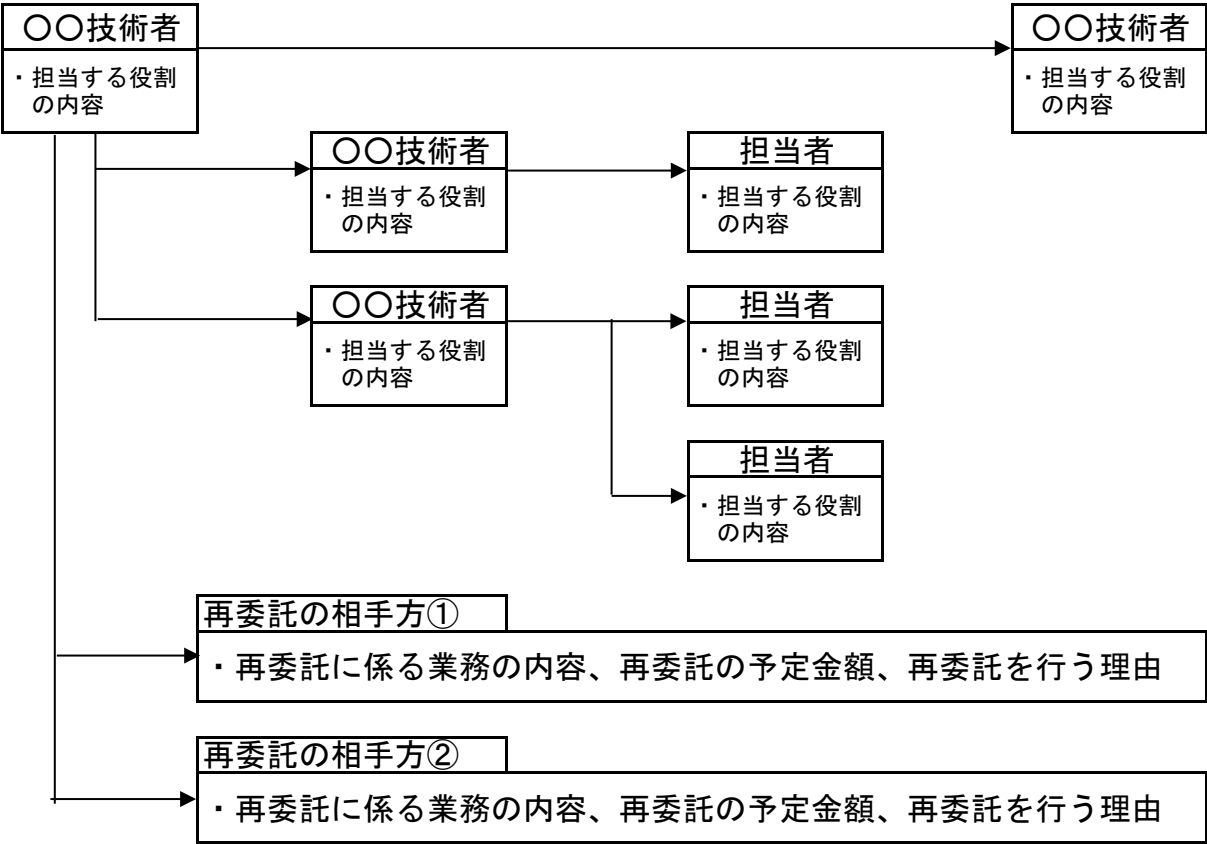
一般管理費等内訳書

[illegible]

(様式 13)

当該契約の履行体制

(1) 履行のための体制図 (全体像)



(2) 業務に係る実施体制

技術者の区分	氏名	役割・部署	担当する役割	備考

(様式 14)

手持の建設コンサルタント業務等の状況

業務名	業務発注担当部署	履行期間	契約金額	備考

(様式 1 4 - 1)

手持ち業務の人工

手持ち業務の人工 (当該業務も含む)

(技術者) (氏名 :)

日数を記入

業務名・業務項目	4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月			備考
	1	10	20	1	10	20	1	10	20	1	10	20	1	10	20	1	10	20	1	10	20	1	10	20	1	10	20	1	10	20	1	10	20				
営業日	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7					
A業務																																					
〇〇検討																																					
〇〇調査																																					
〇〇整理																																					
報告書作成																																					
小計																																					
B業務																																					
〇〇検討																																					
〇〇調査																																					
〇〇整理																																					
報告書作成																																					
小計																																					
C業務																																					
〇〇検討																																					
〇〇調査																																					
〇〇整理																																					
報告書作成																																					
小計																																					

人工合計 (日数)																																	
-----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(様式 15)

配置予定技術者名簿

[illegible]

(様式 15-1)

直接人件費内訳書

[illegible]

(様式 16)

過去において受注・履行した同種又は類似業務の名称及び業務発注担当部署

(技術者) (氏名 :)

通し番号	業務名	業務発注担当部署	履行期間	契約金額	業務成績評定点	備考